

【沖縄市障害者相談支援事業】

委託事業者選定（プロポーザル審査） 実施要領

令和7年12月

沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

1 目 的

本業務は、障がい者、障がい児、難病患者等（以下「障がい者等」という。）、またはその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにする。また、重層的支援体制整備事業において包括的な支援体制の一翼を担い、地域生活課題を抱える自域住民及びその世帯に対して、相談者の属性や世代に関わらず、必要な支援を行うとともに、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善を行い、障がいの有無に関係なく、誰もが住みよい沖縄市づくりを推進していくことを目的とする。

上記目的を達成し、より効率的かつ効果的な業務の実施を図るためには、民間法人等が有する幅広い知識と経験、そして高い専門性と支援技術が必要不可欠であることから、市は以下の要領により企画提案を募集し、事業者の選定を行うものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名称：沖縄市障害者相談支援事業委託
- (2) 業務内容：別添「沖縄市障害者相談支援事業委託仕様書」の定めるところによる
- (3) 委託期間：令和8年4月1日～令和12年3月31日まで
(4年間)
- (4) 提案上限額（1事業所あたり）：（消費税・地方消費税込みの額）

令和8年度	25,908,000円
令和9年度	25,908,000円
令和10年度	25,908,000円
令和11年度	25,908,000円

※上記金額は、企画提案のための上限として設定しているものであり、契約金額ではない。

※見積額が上限額を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

3 参加資格

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 単体企業として参加する場合
 - ① 令和8年3月31日時点において、沖縄県指定一般相談支援事業者又は沖縄市指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業者とする。（※令和8年3月31日までに、当該指定を受ける見込みのない最終候補者と契約は行わないものとする）
 - ② 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止を受けていないこと。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項

の規定に該当しないこと。

- ④ 法人税、所得税、地方税、消費税または地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号にあげる団体、及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ その他、仕様書に定める委託業務を遅滞なく履行可能なこと。

（2）共同企業体（JV）として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者が上記（1）に掲げる要件を全て満たしていなければならない。この場合においては、応募書類の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書の写しを応募書類の提出時に添付するものとする。ただし、代表となる企業は、代表管理者を担うものとする。

また、業務は 1 ヶ所の事業所にて行う事。

4 応募方法

（1）参加表明

本業務委託にかかる企画提案に参加を希望する者は、令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）17 時まで下記 QR コードに示す LoGo フォームより参加表明を行うこと。



<https://logofom.jp/f/MxrPd>

（2）応募書類の提出

提出方法：持参による窓口提出。（郵送による提出は受け付けない）

提出先：沖縄市健康福祉部障がい福祉課（本庁舎 1 階）

受付日時：公募告示～令和 8 年 1 月 8 日（木）

沖縄市役所の閉庁日を除く、9時から17時まで

※12時から13時の間は除く。

※台風等で閉庁となったときは、翌開庁日までとする。

提出部数：下記 ①～⑧及び⑩と、必要に応じて⑨の書類一式…原本 1 部 副本 6 部

②③⑤の PDF データ（CD-R 等）

※電子データはメールでの提出可、ただし、電話にて受信確認を行うこと。

提出書類一覧

提出書類	様式等	
①企画提案届出書 兼応募資格宣誓書	[様式第1号]	
②企業概要書	[様式第2号]	
③実施体制及び業務従事者調書	[様式第3号]	
④相談支援事業所の指定を受けたことが分かる書類	指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の運営にあたり都道府県知事又は市町村長から指定を受けたことが分かる書類の写し（申請中の場合は、申請中であることがわかる書類。）	
⑤企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ [様式第4号] [任意様式] ・ 規格は A4 を基本とすること。 ・ 文字サイズは 11 号以上とすること。 ・ 本業務に関する提案者の考え方、委託業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として提案趣旨を明確にし、簡潔にまとめること。 ・ 企画提案の内容は、提案者が責任をもって履行できる内容とすること。 ・ 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確な企画提案書を作成すること。 ・ [様式第4号]に定めのないことであっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば積極的な提案を求める。 	
⑥参考見積書	[参考様式5] ※消費税・地方消費税込の額 各年度実施分をそれぞれ作成すること。	
⑦履歴事項全部証明書	過去 3 年前までの履歴が掲載されている証明書	※ ⑦⑧について 「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は、提出を省略することができる。
⑧滞納のない証明書（納税証明書）	国税 市税 ※発行から3か月以内	
⑨協定書の写し	※共同企業体（JV）として参加する場合	
⑩提出書類一覧	[様式第6号] 提出書類の表紙とすること	

※共同企業体（JV）の場合は、上記のうち②④⑦⑧を企業ごとに提出すること。

(3) 提出に関する留意点

- ①使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- ②提出書類は A4 縦型フラットファイルに左閉じとし、全書類にページ数 とインデックスを付すること。
- ③企画提案書は提出期限までは自由に改変が出来るものとする。ただし、改変するときは提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ④提出締め切り後は、提出書類の修正、追加、変更を認めない。
- ⑤書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ⑥提出された資料等の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、事業者選考に伴う作業等に必要な範囲において、市が企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ⑦提出された書類等は返却は行わない。
- ⑧提出された書類については、沖縄市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。

(4) 無効となる企画提案書

提出された企画提案書が以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とすることがある。

- ①提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの。
- ②作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

※なお、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、市の指名停止の措置を行うことがある。

5 参加の辞退

本業務委託にかかる企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式第 7 号）を令和 8 年 1 月 13 日（火）までに、障がい福祉課へ提出すること。

期日までに辞退届原本の提出ができない場合は、電子メールにてデータ（PDF）を先に提出し、原本については後日すみやかに提出すること。

6 質問受付期間および回答

本実施要領および仕様書の内容について質問があるときは、次のとおり受付ける。

(1) 質問受付期間

公募公示日から令和 7 年 12 月 19 日（金）17 時（必着）

(2) 提出方法

質問内容を企画提案質問書（様式 8）に記入の上、電子メールにより提出すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。

※期間を過ぎた質問、メール提出以外での問い合わせは一切回答しない。

提出先： 沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

M a i l: s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp

件 名：【会社名】沖縄市障害者相談支援事業プロポーザルへの質問について

(3) 質問への回答

質問者名を伏せて、ホームページ上に随時公開する。

最終更新日：令和7年12月24日（水）

7 委託業者の選定方法

(1) 審査者

沖縄市職員で構成する「沖縄市障害者相談支援事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」）及び事務局にて審査を行う。なお、審査は非公開とする。

(2) 審査の流れ

①1次審査（書類審査）

「(3) 評価指標」に基づき事務局による書類審査を行う。

書類提出〆切	令和8年1月8日（木）17時まで
審査結果	1次審査の結果については、選定委員会の承認を得たのち、令和8年1月20日（火）（予定）に事務局より応募事業者へ通知を行う。

②2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査で選定された事業者に対し、選定委員会委員による2次審査（プレゼンテーション審査）開催を通知する。

1次審査と同様、「(3) 評価指標」に基づき審査を行う。

開催日	令和8年1月26日（月）～令和8年1月30（金）頃 ※1次審査結果通知の際に通知
開催場所	沖縄市役所 ※1次審査結果通知の際に通知
審査方法	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション用の資料については、応募書類以外の追加資料の提出は認めない・プレゼンテーションは1者につき説明15分以内、質疑応答15分以内とする。・プレゼンテーション出席者は3名以内（内1人は業務を中心に担当する者とする）・説明に必要な機材（PC等）は提案者側で用意すること。 ※大型モニター及びHDMIケーブルは本市で用意する。

審査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次審査及び2次審査の合計得点の上位の者から順に 4 者を本業務委託契約にかかる委託候補者として決定する。但し、得点が「評価指標」における配点合計の 60%未満の場合は、委託候補者としない。 ・ 審査結果については、委託候補者の決定後、プレゼンテーションを行った提案者に対し書面で通知する。 ・ 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査結果について異議申し立ては受け付けない。
------	--

③失格事項

次に該当した場合は失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 2次審査開始時間に遅刻又は欠席をした場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認めた場合
- ・ その他、参加資格要件を満たさなくなった場合

(3) 評価指標

1. 実施体制に関する評価（1次審査）		
評価対象	様式	評価の視点
①法人の実績	様式 2	・ 相談支援事業の受託実績
②業務実施人員の保有資格	様式 3	・ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、介護支援専門員、その他有資格者の確保（見込み）及び配置計画があるか。
③業務実施人員の業務継続年数	様式 3	・ 配置職員の相談支援業務の経験年数
2. 事業運営に関する評価（以下2次審査）		
評価対象	様式	評価の視点
④応募の理由及び事業運営の理念	様式 4	・ 本業務を委託するにあたって、市の現状や課題を把握した上での具体的な取り組み方針であるか。

3. 仕様書に定める業務内容についての考えや実施方法等に関する評価		
評価対象	様式	評価の視点
⑤相談支援に関する事	様式 4	福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援を行うために、具体的な取り組みが示されているか。 ・的確なインテークと課題を整理、対応していくための手法。 ・既存の制度内サービスだけでなく、インフォーマルな社会資源を積極的に支援に取り入れる視点があるか。
⑥相談支援体制等に関する事	様式 4	関係機関との具体的な連携方法 ・基幹相談支援センターや、地域包括支援センター、地域の相談支援事業所等、関連機関等と連携した支援体制の構築について、どのように取り組むか具体的な提案がされているか。 ・専門分野を横断した支援体制や、重層的な相談支援体制の役割が理解されているか。
⑦困難事例と他の受託者との連携について	様式 4	困難事例発生時の対応方法や、他の受託者との連携方法。
⑧委託連絡会、自立支援協議会及び専門部会への参加と、関係機関との連携体制の構築	様式 4	自立支援協議会における定例会、および専門部会に関する貴社の取組方針について。
⑨地域生活支援拠点等コーディネーター業務	様式 4	コーディネーターの役割を理解し、支援体制整備について具体的に示されているか。
4. 事業実施体制に関する評価		
評価対象	様式	評価の視点
⑩職員への支援及び配置について	様式 3・4	相談員サポート体制及び資質向上に対する取り組みが具体的に示されているか。また、相談員が欠員となった場合の人員確保の手段について、具体的に示されているか。
⑪個人情報保護の取扱い・管理体制について	様式 4	個人情報保護の意義・必要性をどう理解しているか。 個人情報の取り扱い等について、適切かつ安全な管理体制となっているか。

⑫苦情対応・トラブル 処理の体制について	様式 4	苦情処理やトラブルの対応について適切な体制が 考えられているか。
5. その他		
⑬特記事項（その他 PR 事項など）	様式 4	障害者相談支援事業を実施するにあたって、独自 の提案があれば記載。

8 委託契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の決定

1次審査及び2次審査の合計得点の上位の者から順に4者を本業務委託契約にかかる委託候補者として決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、委託候補者から業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託候補者とする。

- ① 本要領4. 参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。
- ② 委託候補者が本業務の委託契約の締結を辞退したとき。
- ③ 委託候補者が、見積徴取の結果、協議を経てもなお契約締結ができなかったとき。
- ④ その他の理由により委託候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約にかかる予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 本業務委託の契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。
- ② 企画提案書に記載した配置予定従事者は、特別の理由により受託者と市の双方がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

9 委託契約までの日程（予定）

※下記の日程は予定であり、変更になる場合がある。

内 容	日 程
公募告示日	令和7年12月12日（金）
質問及び回答	（受 付）公募告示日～12月19日（金） （回 答）令和7年12月24日（水）までの期間
参加表明書の受付	令和7年12月25日（木）17時まで
応募書類の提出〆切	公募告示日～令和8年1月8日（木）

書類審査決定通知	令和8年1月20日(火)頃発送
プレゼンテーション (予定)	令和8年1月26日(月) ~令和8年1月30日(金)頃
選定結果通知日	令和8年1月下旬以降予定
委託契約締結日	令和8年2月予定
事業所が変更になる際の引 継ぎ期間	契約締結日~令和8年3月31日(火)
事業開始日	令和8年4月1日(水)

10 問い合わせ先

沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

TEL: 098-939-1212 (内線3151)

Mail: s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp